

## 第8章 有価証券

法人税法上の有価証券について、この章では、有価証券の範囲、法人が取得又は譲渡する場合の取得価額及び譲渡損益の額の計算、評価方法等について学習する。

### 学習のポイント

- 1 有価証券とはどのようなものか
- 2 有価証券を譲渡したときの取扱いはどうするのか
- 3 有価証券の取得価額等はどのように計算するのか
- 4 有価証券の期末の評価はどのように行うのか

### 1 有価証券とはどのようなものか

法人税法上、有価証券とは「金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券その他これに準ずるもので政令で定めるものをいう。」と定義されている（法法2二十一）。

例えば①国債証券、②地方債証券、③社債券、④日本銀行等の発行する出資証券、⑤株券、⑥投資信託の受益証券、⑦貸付信託の受益証券等であり、また、合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員の持分等である（法令11）。

### 2 有価証券を譲渡したときの取扱いはどうするのか

法人が有価証券の譲渡をした場合には、その譲渡に係る利益金額（次の「(1)」に掲げる金額が「(2)」に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）又は譲渡損失額（次の「(2)」の金額が「(1)」に掲げる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。）は、その譲渡に係る契約をした日（約定日）の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する（法法61の2①）。

- (1) その有価証券の譲渡に係る対価の額（法法24①の規定により配当等の額とみなされる金額に相当する金額を控除した金額）
- (2) その有価証券の譲渡に係る原価の額（その有価証券について法人が選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法により算出した金額にその譲渡をした有価証券の数を乗じて計算した金額）

### 3 有価証券の取得価額等はどのように計算するのか

有価証券の取得価額は、有価証券の評価額及び譲渡原価を計算するための基礎となる金額である。なお、有価証券の取得価額については、次の区分によりそれぞれ取り扱われる（法令119①）。

- ① 購入した有価証券
- ② 金銭の払込み等により取得した有価証券
- ③ 株式等無償交付により取得した株式又は新株予約権
- ④ 有利な金額で取得した有価証券

⑤ その他の方法で取得した有価証券

**(1) 購入した有価証券の取得価額**

購入した有価証券（信用取引等又はデリバティブ取引による現物の取得の場合を除く。）については、購入の代価（購入手数料その他その有価証券の購入のために要した費用がある場合には、その費用を加算した金額）となる（法令119①一）。

ただし、有価証券を取得するために要した通信費、名義書換料は購入のために要した費用に含められないことができる（法基通2-3-5）。

**(2) 金銭の払込み等により取得をした有価証券の取得価額**

金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付により取得した有価証券（下記の（4）に該当する場合等を除く。）については、その払込金額及び金銭以外の資産の価額の合計額が取得価額となる（法令119①二）。

**(3) 株式等無償交付により取得した株式又は新株予約権の取得価額**

株式等の無償交付（法人がその株主等に対して新たに金銭の払込み又は金銭以外の資産の給付をさせないで株式又は新株予約権を交付すること。）により取得した場合の株式又は新株予約権（下記の（4）に該当する場合等を除く。）については、取得価額は零（ゼロ）となる（法令119①三）。

**(4) 有利な金額で取得した有価証券の取得価額**

有価証券と引換えに払込みをした金銭の額及び給付をした金銭以外の資産の価額の合計額がその取得のために通常要する価額に比して有利な金額である場合における当該払込み又は当該給付（以下「払込み等」という。）により取得をした有価証券については、その取得の時ににおけるその有価証券の取得のために通常要する価額が取得価額となる（法令119①四）。

なお、有利な金額で取得した有価証券には、新たな払込み等をせずに取得した有価証券が含まれるが、法人の株主等が金銭その他の資産の払込み等又は株式等無償交付により取得した株式又は新株予約権（その法人の他の株主等に損害を及ぼすおそれがないと認められる場合におけるその株式又は新株予約権に限る。）等は除かれる。

すなわち、発行法人から取得した有価証券については、払込金額又は給付資産価額をもってその取得価額とする（無償の場合には取得価額を零とする。）こととなるが（上記（2）又は（3）に該当）、有利な金額での取得又は無償交付の場合で、株主等として取得していない場合及び株主等として取得した場合であっても他の株主等に損害を及ぼすおそれがある場合には、取得した有価証券の時価をもって取得価額を認識し、払込金額又は給付資産価額との差額について受贈益が発生することとなる。

**(5) 一単位当たりの帳簿価額の算出**

有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、売買目的有価証券（法法61の3①一）、満期保有目的等有価証券（法令119の2②各号）及びその他有価証券の区分ごとに、かつ、その銘柄を同じくするものごとに、移動平均法又は総平均法により算出する必要がある（法令119の2①②）。

**イ 移動平均法**

有価証券をその銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄を同じくする有価証券を取得する都度そ

の有価証券のその取得の直前の帳簿価額とその取得をした有価証券の取得価額との合計額をこれらの有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもってその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう（法令119の2①一）。

ロ 総平均法

有価証券をその銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄の同じものについて、その事業年度開始の時において有していたその有価証券の帳簿価額とその事業年度において取得をしたその有価証券の取得価額の総額との合計額をこれらの有価証券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもってその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう（法令119の2①二）。

4 有価証券の期末の評価はどのように行うのか

有価証券の期末評価額は、売買目的有価証券については期末において時価評価し（時価法）、評価益又は評価損を益金の額又は損金の額に算入し、翌期首において洗替方式により戻入を行う（法法61の3①②、④、法令119の15）。

そして、売買目的外有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券をいう。）については、下記(2)の原価法によりその期末帳簿価額をもって期末評価額とされる。

ただし、償還期限及び償還金額の定めのあるものについて（転換社債を除く。）は、下記(3)の償却原価法によりその加減算額を益金の額又は損金の額に算入する（償却原価法）。

(1) 時価法

時価法は、法人の有する売買目的有価証券について、時価により評価した金額をもって、その事業年度終了の時における評価額とする方法である。

その時価評価額は、事業年度終了の時において有する有価証券を銘柄の異なるごとに区別し、その銘柄を同じくする有価証券について、次の有価証券の区分に応じそれぞれに定める金額にその有価証券の数を乗じて計算した金額とされている（法法61の3①一、法令119の13）。

有価証券の区分

- ① 取引所売買有価証券
- ② 店頭売買有価証券及び取扱有価証券
- ③ その他価格公表有価証券
- ④ ①から③以外の有価証券

(2) 原価法

原価法は、期末の売買目的外有価証券につき総平均法と移動平均法の2種類の平均法のうちいずれかの方法によってその帳簿価額を算出し、その算出した帳簿価額をもって期末の売買目的外有価証券の期末評価額とする方法である（法法61の3①二、法令119の2①）。

(3) 償却原価法

償却原価法は、帳簿価額と償還金額との差額のうち、当期に配分すべき金額をその帳簿価額に加算又は減算した金額を期末帳簿価額とするとともに、その加減算額を益金の額又は損金の額に算入するという方法である（法令119の14、139の2）。

償還有価証券（償還期限及び償還金額の定めのある売買目的外有価証券）については、この方法により期末の評価額を算出する。

（参考）

有価証券の区分		帳簿価額	期 末 評 価
売買目的有価証券		移動平均法 又は 総平均法	時価法
売買目的外 有価証券	満期保有目的等有 価証券		原価法（償還期限及び 償還金額の定めのある ものは償却原価法）
	その他の有価証券		